

藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デパートビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.125(R1.9.5) 民法(相続法)改正で、20年以上連れ添った夫婦間の贈与(遺贈)については遺産分割の際に特別受益とされない扱いになると聞きましたが、遺留分侵害の請求を受けた場合も同じ扱いですか。

A: 同じ扱いではありません。10年以内の贈与は遺留分算定の基礎となる財産になります。

なお、「遺留分」とは、遺言などによる本人の意思に関わらず一定の相続人のために法律上必ず遺留しておかなければならない遺産の一定部分です。

☆ 今回の相続法改正では、婚姻期間20年以上の夫婦の間で、居住用の不動産(建物と敷地)を生前に贈与(遺贈)した場合、後の遺産分割の際に、原則として特別受益として遺産に持ち戻す必要はなくなりました(民法903条4項)。従前は、贈与の対象が居住用不動産であっても特別受益とされ、その分遺産に対する相続分が減じられる扱いになっていました。



★ 他方、遺留分の算定については、従前は特別受益の規定が準用されていたことから、同様に、贈与の対象が居住用不動産であっても、相続人については無制限に過去に遡り、遺留分算定の基礎となる財産とされました(そのため遺言で取得した遺産に比して多額の遺留分を請求されることもありました)。

しかし、今回の改正でその準用がなくなり、相続開始前10年間の、婚姻、養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与に限り遺留分算定の基礎とされるようになりました(民法1044条3項)。

(留意点) 上記改正法は、既に令和元年7月1日から施行されています。

(次回のお話) 結婚して姓が変わった者が実父母の墓を承継できるのですか。

(R1.10.1予定)